

令和3年8月豪雨 被災者支援制度・相談窓口一覧

令和3年8月豪雨で被害を受けられた町民の方への支援制度と問合せ窓口の一覧です。  
手続きや内容などでご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせください。

【北広島町の被災者支援制度等一覧】

令和3年8月31日時点

区分	支援制度	制度の概要	受付・担当課	電話番号	受付・開設時間	備考
外国人	日本語で話ができない人の相談窓口	日本語で話ができない外国の方からの相談窓口	町民課	050-5812-1854	土日祝を除く 8:30~17:15	
ライフライン	水道に関する問い合わせ	水道に関する問い合わせ窓口	上下水道課	050-5812-1861	土日祝を除く 8:30~17:15	
証明	罹災証明書交付申請受付	罹災証明書を無料で発行 【受付場所】・税務課、各支所住民係 【交付場所】・税務課、各支所住民係	税務課	050-5812-1852	土日祝を除く 8:30~17:15	
減免	固定資産税	床上浸水等で住宅等が被害を受けた際、その被災の程度に応じて減免	税務課	050-5812-1852	土日祝を除く 8:30~17:15	
	住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料	災害により一定以上の損害を受けた際、減免を受けられる場合あり	税務課	050-5812-1852	土日祝を除く 8:30~17:15	
	税金など	申請のあった日から（納期未到来分は納期限の次の日から） 1年間の徴収猶予制度あり	税務課	050-5812-1852	土日祝を除く 8:30~17:15	
	税証明手数料	被災に伴う諸手続きに必要な税証明等の交付手数料を免除 ※罹災証明書（写し可）の提示が必要	税務課	050-5812-1852	土日祝を除く 8:30~17:15	
	介護保険料	災害により一定以上の損害を受けた際、減免又は徴収猶予を受けられる場合あり	保健課	050-5812-1853	土日祝を除く 8:30~17:15	
	住民票等交付手数料	被災に係る融資、公営住宅入居手続等に必要な住民票等の交付手数料を減免 ※罹災証明書（写し可）の提示が必要	町民課	050-5812-1854	土日祝を除く 8:30~17:15	
	マイナンバーカードの再交付手数料	災害によりマイナンバーカードを紛失、消失、または著しく損傷した場合の再交付手数料を免除 ※罹災証明書（写し可）の提示が必要	町民課	050-5812-1854	土日祝を除く 8:30~17:15	
	国民年金保険料の免除	災害に伴い、住宅、家財等について損害を受けた際、その程度により全額又は一部の免除を受けることができる（年金事務所への申請が必要）	町民課	050-5812-1854	土日祝を除く 8:30~17:15	
	中国電力電気料金	【支払期日の延長】2021年7月（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。）、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を、各々1か月間延長します。 【不使用月の電気料金の免除】被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、6か月間に限り、電気料金が免除されます。 【基本料金の一部免除】電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合、2022年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金が免除されます。			土日祝を除く 9:00~20:00	中国電力株式会社 お問い合わせ受付フリーダイヤル ☎0120-516-830
NHK放送受信料	【対象】半壊、半壊又は床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約 【免除の期間】令和3年8月から令和3年9月まで（2か月間）			土日祝を除く 10:00~17:00	NHK広島拠点放送局 営業推進部 ☎082-504-5113	
見舞金・支援等	北広島町災害見舞金	【対象】本町に住所を有する者で、住宅が災害により全壊・半壊・一部損壊（10%以上の損壊、床下浸水を除く。）となった場合、見舞金を支給 【支給額】全壊：10万円/半壊：4万円~8万円/一部破損：1万円	福祉課	050-5812-1851	土日祝を除く 8:30~17:15	
	広島県災害見舞金	【対象】住宅に被害を受けた世帯 【給付額】全壊：30万円/半壊：10万円	福祉課	050-5812-1851	土日祝を除く 8:30~17:15	
	被災住宅の応急修理支援事業	災害で自宅が一定の被害（準半壊以上）を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所等、日常生活に必要な最小限度の部分で応急的な修理工事費の一部を現物支給（業者への直接支払い）する。（罹災証明が必要） 大規模半壊、中規模半壊または半壊（床上浸水） 595,000円 準半壊（損傷割合10%以上20%未満）以上 300,000円 ※ 罹災証明が必要。また修理着手前の申請が要件。	建設課	050-5812-1860	土日祝を除く 8:30~17:15	
	死者・重傷者に対する香華料・見舞金	死者・2週間以上の入院者に香華料・見舞金を送る	社会福祉協議会	050-5812-2680	土日祝を除く 8:30~18:00	
	救援物資	住居半壊、床上浸水の世帯に物資の提供 毛布、タオル、寝衣、緊急セット（歯ブラシ、コップ等）	社会福祉協議会（日赤北広島町分区分）	050-5812-2680	土日祝を除く 8:30~18:00	
融資・貸付	災害援護資金貸付	災害により、負債または住居、家財の損害を受けた場合、生活の再建に必要な資金を貸付	福祉課	050-5812-1851	土日祝を除く 8:30~17:15	
	母子父子寡婦福祉資金住宅資金貸付	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付	福祉課	050-5812-1851	土日祝を除く 8:30~17:15	
	生活福祉資金	災害を受けたことによる臨時的経費、住宅の補修等経費について資金を貸付 【対象】低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	社会福祉協議会	050-5812-2680	土日祝を除く 8:30~17:15	
補助	地域施行補助支援事業 受益者複数の生活道・水路の修繕や土砂の撤去、裏山の崩壊などにより宅地内に流入した土砂の撤去などへの補助 【対象】①復旧工事の委託費用 ②原材料の支給・機械借り上げ費用補助 【補助額】①業者への委託費用が10万円以上の場合、その半額（上限20万円） ②個人・地域などで自力で復旧する場合に原材料の支給・機械借り上げ費用を全額（上限10万円）	建設課	050-5812-1860	土日祝を除く 8:30~17:15		
事業者支援	特別相談窓口	国及び県が設置する事業者の方の特別相談窓口 広島県よろず支援拠点：082-240-7706 広島県商工労働局経営革新課：082-513-3321	商工観光課	050-5812-8080	土日祝を除く 8:30~17:15	
	災害復旧貸付	大雨により被害を受けた中小・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金等を融資する災害復旧貸付を実施	商工観光課	050-5812-8080	土日祝を除く 8:30~17:15	日本政策金融公庫広島支店 中小企業事業 ☎082-247-9151 国民生活事業 ☎082-244-2231
	セーフティネット保証4号	災害救助法が適用された地域において、今般の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用。信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始。	商工観光課	050-5812-8080	土日祝を除く 8:30~17:15	広島県信用保証協会 ☎082-228-5501
	小規模企業共済災害時貸付	災害救助法が適用された地域において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用	商工観光課	050-5812-8080	土日祝を除く 8:30~17:15	中小機構共済相談室 ☎050-5541-7171
	農林漁業セーフティネット資金	大雨により被害を受けた農林業事業者を対象に、日本政策金融公庫が経営再建のための運転資金等を融資する災害復旧貸付を実施	農林課	050-5812-1857	土日祝を除く 8:30~17:15	日本政策金融公庫広島支店 ☎082-249-9152